

# 中津川市下水道事業経営戦略

公共下水道事業

平成29年3月

中津川市水道部下水道課

# 中津川市下水道事業経営戦略

団 体 名： 中津川市

事 業 名： 公共下水道事業

策 定 日： 平成 29 年 3 月

計 画 期 間： 平成 29 年度 ～ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施 設

供用開始年度 (供用開始後年)	平成元年度 (27年)	法適 (全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	20.2人/ha	流域下水道等への接続の有無	無し
処理区数	1区 (中津川処理区)	管路延長	168,376m
処理場数	1箇所 (中津川市浄化管理センター)		
処理方法	酸素活性汚泥法		
広域化・共同化・最適適化 実施状況 (*1)	平成27年3月に下水道計画区域を見直し、計画区域面積 1,153haに変更しました。		

供用開始年度 (供用開始後年)	平成23年度 (5年)	法適 (全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	28.0人/ha	流域下水道等への接続の有無	無し
処理区数	1区 (坂本処理区)	管路延長	45,827m
処理場数	1箇所 (坂本浄化センター)		
処理方法	高度処理オキシデーションディッチ法 (凝集剤添加)		
広域化・共同化・最適適化 実施状況 (*1)	平成28年8月に下水道計画区域を見直し、計画区域面積 282haに変更しました。		

(\*1) 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設 (定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含みます)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備 (総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合 (料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等) を指します。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること (処理区の統廃合を含みます。)、③施設の統廃合 (処理区の統廃合を伴わない。) を指します。

② 使用料

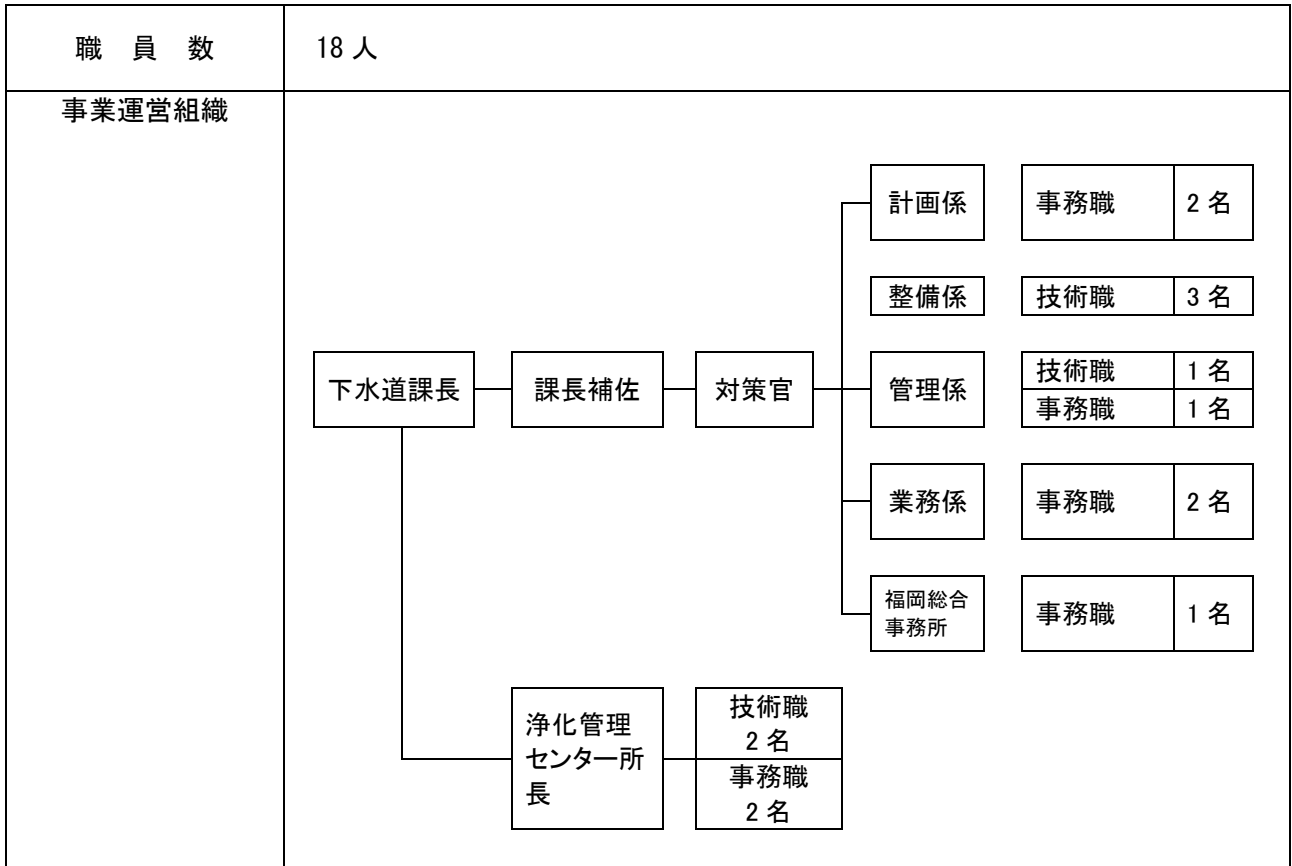
- ・中津川市の下水道料金は、平成 17 年に 1 市 7 町村が市町村合併し、下水道料金の均衡を図るため平成 22 年度より 26 年度までに段階的に料金統一を行いました。現在の料金体系は、基本料金に毎月 11 m<sup>3</sup>以上の使用水量を加算する従量制と、使用水量には関係なくどれだけ使っても一定料金の定額制（一般家庭のみが選択できる制度）があります。
- ・定額制は、使用水量が多い世帯ほど優遇され、使用者の負担に不公平が生じています。平成 28 年 6 月の市議会定例会において「下水道使用料の条例改正」の議決を得て、平成 30 年 4 月より下水道事業の経営の健全化に向けた定額制の廃止を実施し使用料収入の公平性を図ります。

<p>一般家庭用使用料金体系の 概要・考え方</p>	<p>基本使用料 10 m<sup>3</sup>まで : 2,052 円            超過使用料            11 m<sup>3</sup>以上 20 m<sup>3</sup>まで : 1 m<sup>3</sup>につき 162 円            21 m<sup>3</sup>以上 50 m<sup>3</sup>まで : 1 m<sup>3</sup>につき 172.8 円            51 m<sup>3</sup>以上 100 m<sup>3</sup>まで : 1 m<sup>3</sup>につき 216 円            101 m<sup>3</sup>以上 : 1 m<sup>3</sup>につき 248.4 円</p>		
<p>業務用使用料金体系の 概要・考え方</p>	<p>基本使用料 10 m<sup>3</sup>まで : 2,052 円            超過使用料            11 m<sup>3</sup>以上 20 m<sup>3</sup>まで : 1 m<sup>3</sup>につき 162 円            21 m<sup>3</sup>以上 50 m<sup>3</sup>まで : 1 m<sup>3</sup>につき 172.8 円            51 m<sup>3</sup>以上 100 m<sup>3</sup>まで : 1 m<sup>3</sup>につき 216 円            101 m<sup>3</sup>以上 : 1 m<sup>3</sup>につき 248.4 円</p>		
<p>その他使用料金体系の 概要・考え方</p>	<p>定額制使用料 1 ヶ月あたり : 4,536 円 (25 m<sup>3</sup>)</p>		
<p>条例上の使用料 (*2) (20 m<sup>3</sup>あたり) ※過去 3 年度分</p>	<p>平成 25 年度 3,465 円</p>	<p>実質的な使用料 (*3) (20 m<sup>3</sup>あたり) ※過去 3 年度分</p>	<p>平成 25 年度 3,672 円</p>
	<p>平成 26 年度 3,672 円</p>		<p>平成 26 年度 3,897 円</p>
	<p>平成 27 年度 3,672 円</p>		<p>平成 27 年度 3,927 円</p>

(\*2) 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m<sup>3</sup>あたりの使用料をいいます。

(\*3) 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m<sup>3</sup>を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含みます）をいいます。

③ 組織



(2) 民間活力の活用法

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括民間委託を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年度より上下水道料金徴収関連委託業務を行い事務の効率化と人件費削減を図りました。 (業務内容) 受付業務、料金徴収業務、検査業務、収納業務、量水器満期交換、会計処理、支払業務</li> </ul>
資産活用の状況	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) (*4)	収益が確保できるか不明なため未実施。

(\*4) 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指します（単純な売却は除きます）

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析：別紙

# 経営比較分析表

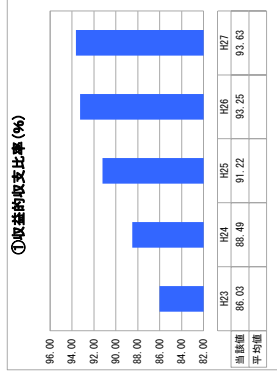
岐阜県 中津川市	事業名	類似団体の区分	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
法非通用	下水道事業	022	80,894	676.45	119.59
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	有収率(%)	処理区域人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域人口密度(人/km <sup>2</sup> )
-	該当数値なし	74.48	27,384	8.65	3,165.78
			1か月20m <sup>2</sup> 当たり家庭料金(円)		
			3,972		

**グラフ凡例**

- 当該団体の値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

○ 平成27年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



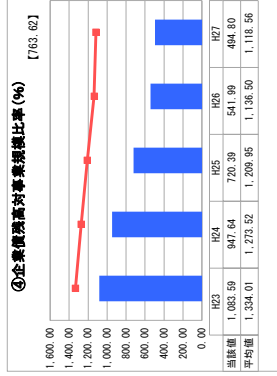
【単年度の収支】



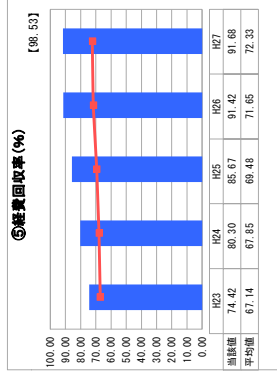
【累積欠損】



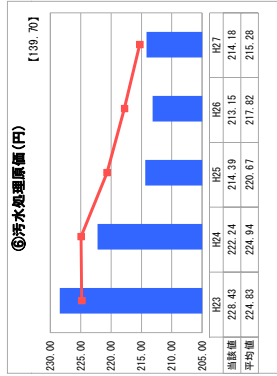
【支払能力】



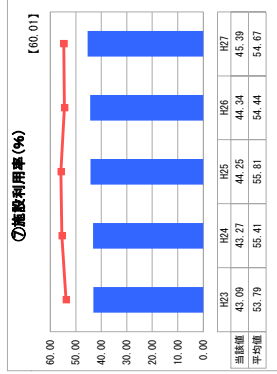
【債務残高】



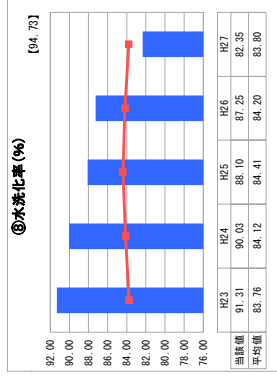
【料金水準の適切性】



【費用の効率性】



【施設の効率性】



【使用料対象の普及】

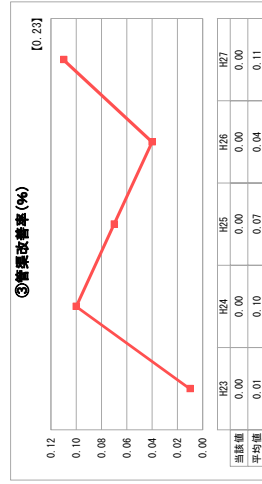
## 2. 老朽化の状況



【施設全体の減価償却の状況】



【営業の経年化の状況】



【営業の更新投資・老朽化対策の実施状況】

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

●収益的収支比率 企業債務高対事業規模比率  
「収益的収支比率」は水洗化人口の増加に伴い増収収入が増加し、起算年度より減少傾向にあることからH23～H27の5年度は増加しています。企業債務高対事業規模比率はH23年度より減少傾向にあることからH23～H27の5年度は減少傾向にあることが要因です。H23年度より起算年度に比べて、H24年度より起算年度に比べて、H25年度より起算年度に比べて、H26年度より起算年度に比べて、H27年度より起算年度に比べて、増収を遂行しています。

●経費回収率  
100%には達していませんが料金収入の増により伸びています。しかし一般会計からの繰入金に依存している現状です。今後H30から定額制の導入を行い、H32から地方公営企業会計法適用に移し独立性を確保し適正な料金の徴収を行い使用料収入の増を図ります。

●汚水処理原価  
H23年度よりH27年度まで有収率が低いので引当金繰入に努めています。今後も適切に計画的に処理場の整備を図ります。

●施設利用率  
類似団体平均値を下回っています。整備により処理区域の拡大に伴い処理区域内人口が増加しています。水洗化率の向上により施設利用率が向上しています。今後も適切に計画的に処理場の整備を図ります。

●水洗化率  
類似団体平均値を下回っています。整備により処理区域の拡大に伴い処理区域内人口が増加しています。水洗化率の向上により施設利用率が向上しています。今後も適切に計画的に処理場の整備を図ります。

### 2. 老朽化の状況について

中津川処理区はH25年度より開始、坂本処理区の管理はH23年度より開始と更新時期は異なるが、機器の更新経費は増加傾向にある。今後資産整理を行い、長寿命化計画を策定し計画的な更新を図ります。

### 全体総括

経営状況は安定しているが、一般会計からの繰入金に依存しています。また本市の人口は、近年減少傾向が続いており、処理水量は減少傾向である。H32年度より地方公営企業会計法適用に移し独立性を確保し適正な料金の徴収を行い経営改善に努めます。管線の更新は、管線の改善の必要性を把握し、計画的な更新を検討する必要があります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を算出しています。また、平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債務高対事業規模比率及び営業改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 2. 経営の基本方針

下水道事業を取り巻く状況は、少子高齢化や人口減少の課題があり、豊かな自然環境を維持するため効率的に下水道整備、施設の維持管理を進め、将来にわたって安定的に事業を進めていくため10年間を計画期間とし経営戦略を策定した。

### ■経営の健全化

◎平成24年度に上下水道経営審議会より10項目12案の答申を受けました。

①自主財源を確保し一般会計からの基準外繰入金を減らす。

②経費回収率の向上を図り経営健全化を目指す。

### ○定額制廃止

平成30年度より定額制廃止をすることにより、市民負担の公平性を図り、さらには使用した分の料金徴収が可能なことから、収入増額が見込まれ、経費回収率の向上や一般会計からの基準外繰入金を削減します。

### ○料金改定

定額制を廃止することで、今まで無収水量となっていた分が使用料に反映されるため、定額制廃止の検証を行い、また平成32年度から下水道事業の地方公営企業法適用により、経営状況が明確化された後、下水道事業会計の独立採算制を目指し、適正な料金の検証を行います。

### ○経費削減

維持管理費の経費削減のため、平成22年度から上下水道料金徴収関連委託業務など、民間委託の拡大により経費の削減に努めてきました。また、今後も処理場の経費削減を目指すため、先進事例などの調査、研究を行い包括的民間委託導入の検討を行います。

### ○水洗化促進

下水道料金収入の増収を目指し、供用開始区域の未接続者を対象に、戸別訪問を実施して接続を促します。また9月10日の「下水道の日」に合わせて街頭啓発活動を実施するとともに、市役所・市民病院にてテレビモニターによる広告を継続し水洗化促進を図ります。なお、現在整備中の中津川処理区・坂本処理区の未整備受益者に対して下水道の接続を促します。

### ■効率的な下水道整備

#### ○汚水処理施設整備構想

効率的な汚水処理整備の普及促進を計画的に進めるため、構想の見直しを行い管渠整備の10年概成のため平成37年度整備完了を目指します。合わせて平成39年度リニア中央新幹線の開業を見据えた下水道整備を実施します。

下水道全体計画区域内においても地域の実情や地形等を考慮し、地域住民との意見交換を行いながら合併処理浄化槽による水洗化も視野に入れた経済的で効率的な整備を行います。

### ■長寿命化計画策定

汚水処理の継続性を確保するため、老朽化した管渠や処理場等の更新を計画的・効率的に進めるためには、更新時期を分散することにより、将来見込まれる更新投資額を平準化する必要があります。このため施設等の長寿命化計画を策定し、適切な維持管理を行います。

## ■効率的な汚泥処理

各処理場から発生する汚泥は、別々の処理形態で処理・処分されていますが、減量化・資源化・エネルギー利用等の観点から、中津川市にとって最良で最適かつ効率的・経済的な汚泥の総合的処理を検討します。

### 3. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画：別紙のとおり

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

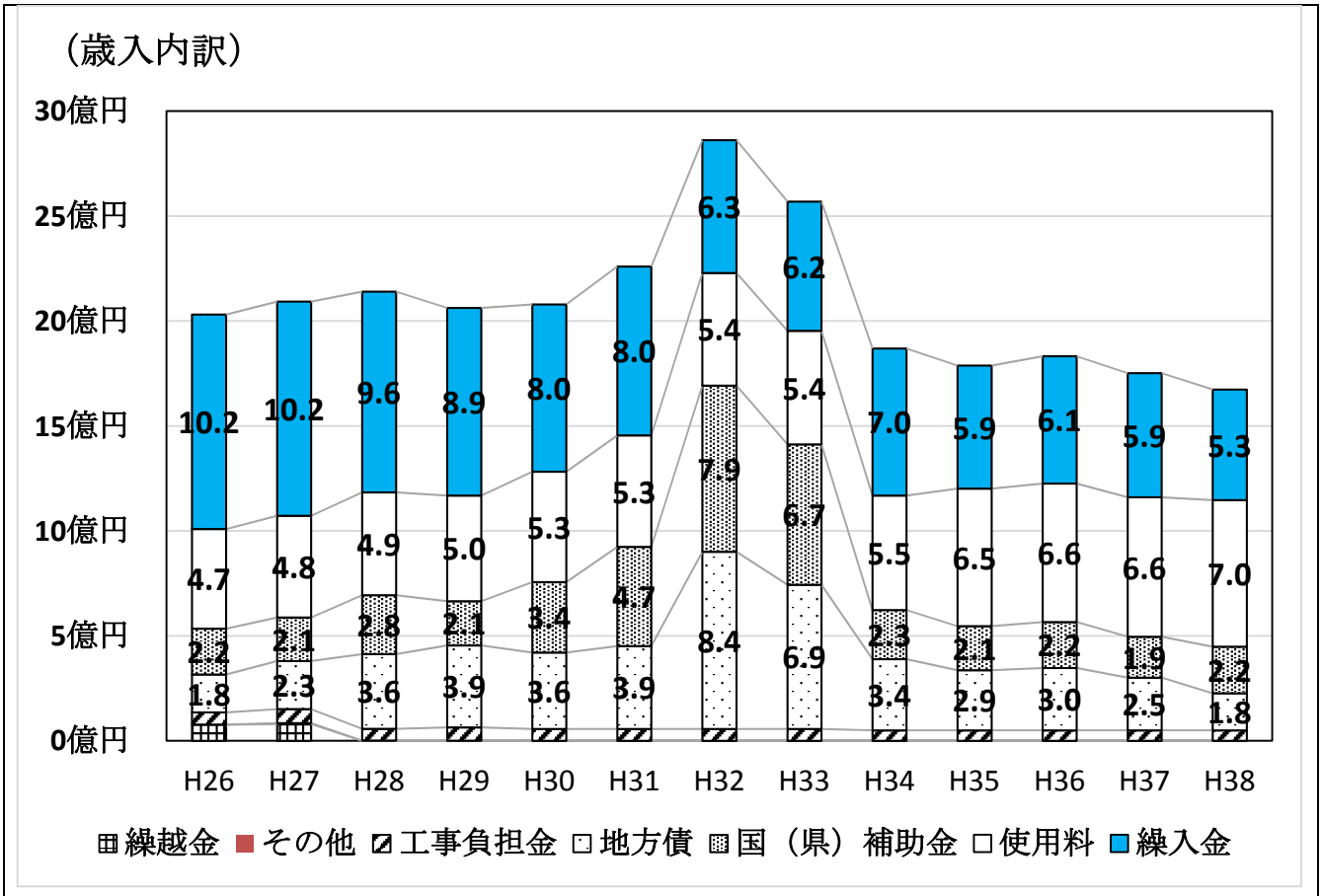
区分	年度	26	27	(単位:千円, %)												
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度		
収益的収入	1 総収入	1,267,817	1,269,408	1,217,937	1,183,771	1,131,886	1,017,324	1,008,584	1,078,198	1,100,475	1,120,317	1,114,035	1,098,477			
	(1) 営業収入	474,358	484,752	491,132	504,860	526,275	536,526	541,087	545,687	654,955	659,827	664,382	697,934			
	イ 受託工事収入	474,297	484,568	489,848	503,676	526,275	536,526	541,087	545,687	654,955	659,827	664,382	697,934			
	ウ その他	61	184	1,284	1,184											
	(2) 営業外収入	793,459	784,656	726,805	678,911	605,611	480,798	467,497	532,511	445,520	460,490	449,653	400,543			
	ア 他会計繰入金	793,459	779,995	726,805	678,911	605,611	480,798	467,497	532,511	445,520	460,490	449,653	400,543			
	イ その他	4,661														
	2 総費用	549,897	543,575	546,015	536,400	545,402	548,280	551,470	682,724	699,500	708,344	721,405	715,256			
	(1) 営業費用	323,065	320,351	346,969	345,061	359,923	374,945	359,757	465,215	476,291	487,093	499,444	493,577			
	ア 職員給与	41,383	41,589	41,393	37,829	37,829	37,829	37,829	37,829	37,829	37,829	37,829	37,829	37,829		
イ 退職手当																
(2) 営業外費用	226,832	223,224	199,046	191,339	185,479	173,335	191,713	217,509	223,209	221,251	221,961	221,679				
ア 支払利息	207,058	189,905	171,481	159,694	163,043	165,659	182,717	203,439	207,324	206,017	204,579	201,846				
イ その他	19,774	33,319	27,565	31,645	22,436	7,676	8,996	14,070	15,885	15,234	17,382	19,833				
3 収支差引	717,920	725,833	671,922	647,371	586,484	469,044	457,114	395,474	400,975	411,973	392,630	383,221				
資本的収入	1 資本金的収入	686,113	743,018	922,077	878,367	947,345	1,844,264	1,560,204	791,160	687,326	711,554	637,611	575,041			
	(1) 地方債	181,000	229,200	356,200	390,000	363,600	843,900	686,500	339,200	286,300	297,000	250,900	176,400			
	(2) 他会計補助金	228,732	240,170	229,517	214,393	191,245	151,831	147,630	168,162	140,690	145,418	141,996	126,487			
	(3) 他会計借入金															
	(4) 固定資産売却代金															
	(5) 国(都道府県)補助金	218,227	207,338	280,334	210,798	335,750	791,783	669,324	233,698	210,236	219,036	194,615	222,054			
	(6) 工事負担金	58,154	66,310	56,026	63,176	56,750	56,750	56,750	50,100	50,100	50,100	50,100	50,100			
	(7) その他															
	2 資本的支出	1,401,376	1,468,221	1,593,999	1,525,738	1,533,829	2,313,308	2,017,318	1,186,634	1,088,301	1,123,527	1,030,241	958,262			
	(1) 建設改良費	591,686	656,002	817,760	818,429	899,315	1,764,504	1,460,148	636,929	554,629	577,629	496,218	430,000			
(2) 地方債償還金	38,279	38,637	40,327	39,905	39,905	39,905	39,905	39,905	39,905	39,905	39,905	39,905				
(3) 他会計長期借入金返還金	809,690	812,219	776,239	707,309	634,514	548,804	557,170	549,705	533,672	545,898	534,023	528,262				
(4) 他会計への繰出金																
(5) その他																
3 収支差引	715,263	725,203	671,922	647,371	586,484	469,044	457,114	395,474	400,975	411,973	392,630	383,221				



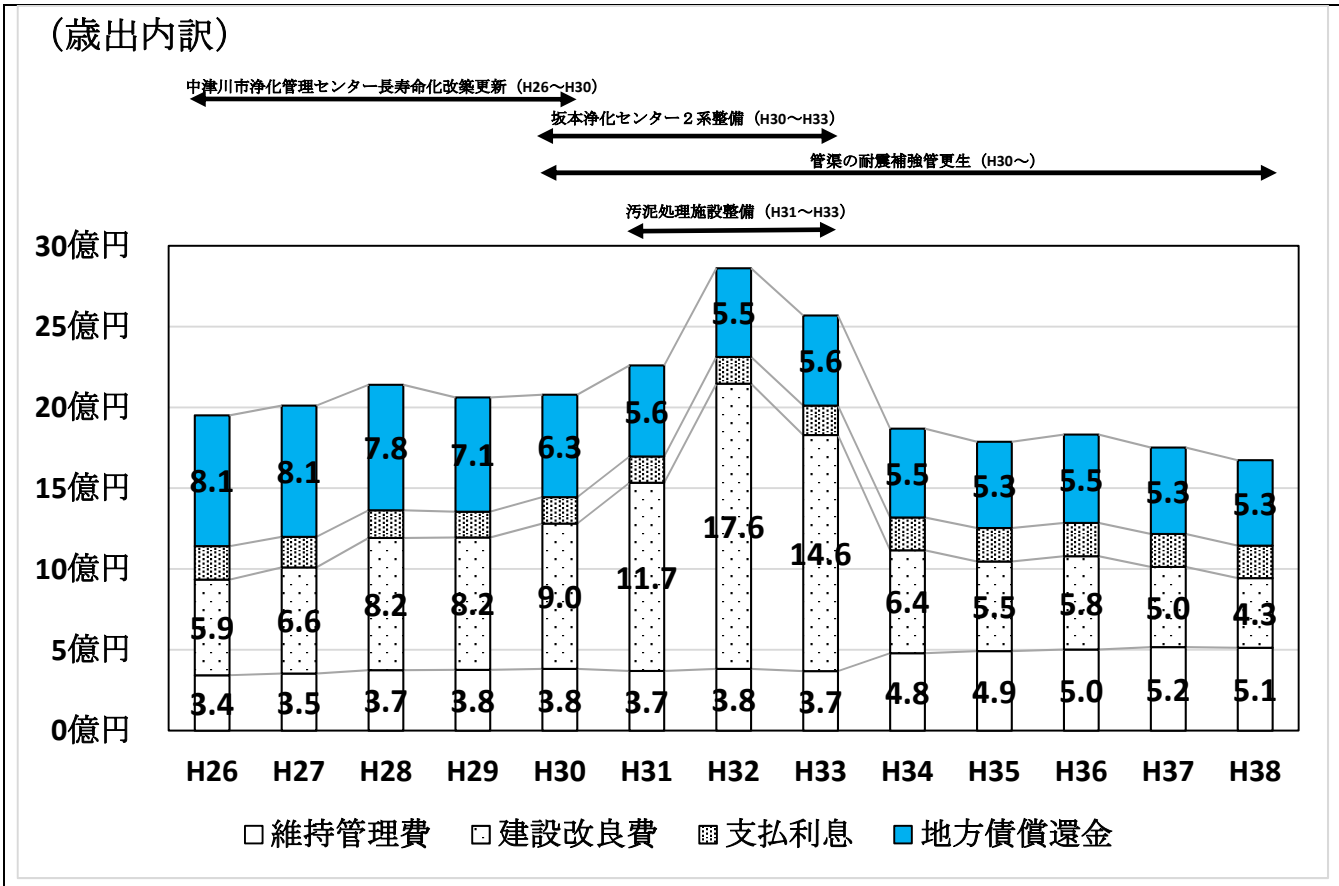
投資・財政計画  
(収支計画)

区分	年度	26	27	(単位:千円, %)													
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度			
収支再差引	(E)+(I)	2,657	630														
積立金	(K)																
前年度からの繰越金	(L)	77,202	79,859	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489
前年度繰上充用金	(M)																
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	79,859	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)		6,784														
実質収支	(N)-(O)	79,859	73,705	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489	80,489
赤字	(N)-(O)																
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$																
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	93	94	92	95	96	104	93	91	87	89	89	89	89	89	89	88
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)																
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	474,358	484,752	491,132	504,860	526,275	530,836	536,526	541,087	545,687	654,955	659,827	664,382	697,934			
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$																
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)																
健全化法施行令第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)																
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)																
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$																
他会計借入金残高	(W)																
地方債残高	(X)	9,111,457	8,528,438	8,108,399	7,791,090	7,520,176	7,351,903	7,646,999	7,776,329	7,565,824	7,318,452	7,069,554	6,786,431	6,434,569			
○他会計繰入金																	
区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度			
収益的収支分		793,459	779,995	726,805	678,911	605,611	611,434	480,798	467,497	532,511	445,520	460,490	449,653	400,543			
	うち基準内繰入金	793,459	779,995	726,805	678,911	605,611	611,434	480,798	467,497	532,511	445,520	460,490	449,653	400,543			
	うち基準外繰入金																
資本的収支分		228,732	240,170	229,517	214,393	191,245	193,085	151,831	147,630	168,162	140,690	145,418	141,996	126,487			
	うち基準内繰入金	48,261	46,264	45,985	43,041	44,851	44,011	43,985	44,135	43,826	42,215	43,426	43,124	42,986			
	うち基準外繰入金	180,471	193,906	183,532	171,352	146,394	149,074	107,846	103,495	124,336	98,475	101,992	98,872	83,501			
合計		1,022,191	1,020,165	956,322	893,304	796,856	804,519	632,629	615,127	700,673	586,210	605,908	591,649	527,030			

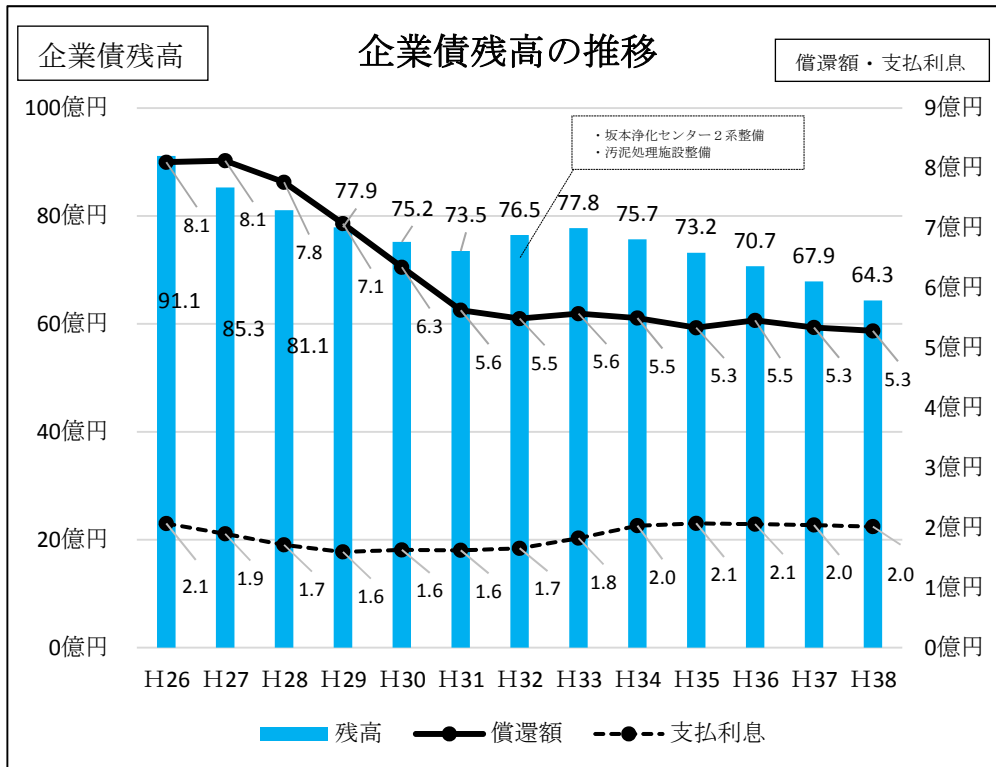
歳入内訳の推移



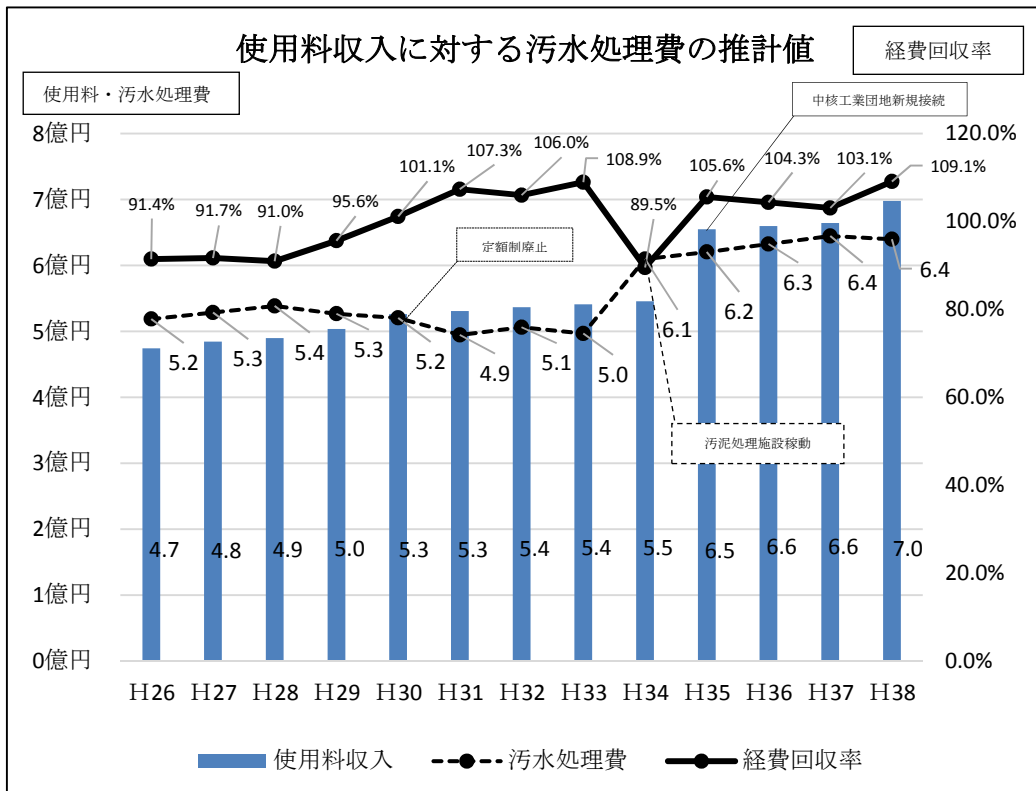
歳出内訳の推移



## 企業債残高の推移



## 使用料収入に対する汚水処理費の予測



※汚水処理に要する維持管理費等が使用料金で賄えているかどうかを示すグラフ。平成30年度以降は料金収入の伸びが見込まれるため、経費回収率は100%を超える。

## (2) 投資・財政計画の策定に当たっての説明

- 使用料収入については、現在整備中の中津川処理区・坂本処理区の未整備受益者の接続促進による水洗浄化人口の増加と、定額制を廃止することにより収入増額が見込まれ経費回収率の向上が見込まれます。
- 企業債については、原則として償還額の範囲内で新規の借入を行うことし、残高を削減します。
- 一般会計からの繰入金についても、削減努力を行い、独立採算制の基本原則を目指した経営を行います。

### 目標値

計画期間の目標値を定めます。

項目	平成 29 年度	平成 38 年度
経費回収率（※）	95.6%	109.1%
企業債残高	77.9 億円	64.3 億円
一般会計繰入金	8.9 億円	5.3 億円

(※) 経費回収率…汚水処理に要する維持管理費や汚水処理費に係る企業債償還金を使用料で賄って折るかを表す数値

### ①収支計画のうち投資についての説明

#### ○投資の目標に関する事項

- ・公共下水道整備は未整備地区における汚水処理の早期概成を目指し効率的な整備を行います。
- ・長寿命化及び最適更新時期の検討などを考慮した適切な設備更新を行います。

#### ○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

- ・中津川市浄化管理センターの長寿命化に合わせた改築更新工事（平成 26 年度～平成 30 年度）
- ・坂本浄化センターの 2 系目増設工事（平成 30 年度～平成 33 年度）
- ・管渠の耐震補強を目指した管更生（平成 30 年度～）
- ・汚泥乾燥施設建設工事（平成 31 年度～H33 年度）
- ・管渠整備は平成 37 年度完了を目指します。

### ②収支計画のうち財源についての説明

#### ○財源の目標に関する事項

- ・管渠整備、処理場の改築更新工事においては、有利な財源を求め補助金確保を図ります。

#### ○使用料収入の見通しに関する事項

- ・人口の減少が見込まれるが平成 30 年度から定額制廃止による使用料の増収を見込んでいます。
- ・中核工業団地等の企業の新規接続による使用料の増収を見込んでいます。
- ・坂本処理区の新規加入により使用料の増収を見込んでいます。

#### ○企業債に関する事項

- ・下水道債については「返す以上に借りない」を原則とし償還残高の削減を見込んでいます。

#### ○繰入金に関する事項

- ・元利償還に充てる繰入分は総務省の繰出基準に基づき基準内で算定しています。
- ・総務省の繰出基準に認められない元利償還金の一部と、維持管理費を基準外で算定しています。
- ・繰入金の減少は見込んでいますが汚水処理費を使用料収入で賄っていないため一般会計からの繰入金に依存し、経営を圧迫しています。

### ③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### ○民間の活力の活用に関する事項

- ・処理場の包括的民間委託等は検討していきませんが、現状では不確定要素が多いため算定していません。

#### ○維持管理費に関する事項

- ・処理場の動力費、薬品費、修繕費、委託料は過去3年の平均を参考にし、機器の老朽化等を見込み計上しました。

#### ○委託費に関する事項

- ・平成32年度の地方公営企業法適用に向けた資産調査、システム移行にかかる委託料を計上しました（平成28年度～平成31年度）

### （3）投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>・費用対効果による処理区域の見直しについて検討します。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>・管渠整備については平成37年度で完了する予定です。また、耐震化や長寿命化が必要となる管渠や処理場については、予防保全型の早目の対応による投資に平準化を図ります。</p>

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>・平成32年度から下水道事業会計の地方公営企業法適用により独立採算制を目指すため、経営状況、財政状況が明確になることから一般会計からの基準外繰入を抑制し、長期的な収支計画に基づいた適正な料金の検討を行います。</p>
----------------------	---

#### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託、指定管理者制度 PPP/PFI) など</p>	<p>・上下水道料金徴収関連委託業務など民間委託の拡大により、経費の削減に努めてきました。今後も業務内容等の見直しにより、官民連携を図り経費削減に努めます。</p> <p>・処理場施設の包括的民間委託を導入することで人件費削減や、効率的な維持管理を目指すため先進事例などの調査・研究を行い検討する必要があると考えます。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>・事業の重要性や業務内容の変化など、必要に応じて職員の削減を検討します。</p>

維持管理費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くのマンホールポンプ、処理量の増加、電気料の値上げ等を加味し、動力費の経費削減について検討します。</li> <li>・長寿命化計画により施設の計画的な修繕を行い、事業費については国庫補助金を活用し修繕工事の実施に努めます。</li> <li>・処理場の維持管理委託業務について、経費の削減・効率化に努めます。</li> </ul>
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ、引き続き戸別訪問等を行い水洗化向上に取り組みます。また、広報誌での啓発、ダイレクトメール、チラシ配布による接続促進を行う。</li> <li>・下水道事業の状況を市民へ直接伝えるため、水道部独自の広報誌を作成・発行し市民周知を図ります。</li> </ul>

#### 4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、経営戦略の進捗管理（モニタリング）を行い、平成32年度に地方公営企業法適用に移行するため3年ごとに見直し（ローリング）を行うことにより、本経営戦略の更新を行います。</li> <li>・平成32年度から地方公営企業法を適用し公営企業会計方式に移行し経営状況が明確化されることから、経営審議会での経営戦略の見直しを行います。また、各種経営指標の動向にも留意し経営戦略と実績との乖離が著しい場合や、計画の前提となる経営及び財政の条件が大幅に変更となった場合も見直します。</li> <li>・地方公営企業会計として独立性を確保するため適切な料金設定について検証します。</li> </ul>
---------------------	---

## 用語の解説

### 【汚水処理費】

汚水処理に要する維持管理費や汚水処理に係る起債償還金など本来は使用料で賄うべき経費。

### 【経費回収率】

汚水処理費を使用料で賄えているかどうかを示す指標であり、100%以上が望ましい。

下水道使用料 / 汚水処理費

### 【維持管理費】

汚水処理費に係る維持管理経費で人件費のほか浄化管理センターの運営経費や管路の維持管理費を含むもの

### 【収益的収支比率】

料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているか表す指標であり、100%以上が望ましい。

総収益 / (総費用+地方債償還金)

### 【企業債残高対事業規模比率】

料金収入に対する企業債残高の割合で企業債残高の規模を表す指標であり、低いことが望ましい。

(地方債現在残高 - 一般会計負担金)/(営業収益 - 雨水処理負担金)

### 【汚水処理原価】

有収水量 1 あたりの汚水処理に要した費用であり、低いほど良い。

汚水処理費 / 年間有収水量

### 【施設利用率】

施設が一日に対応可能な処理能力に対する一日平均処理水量の割合で、施設の利用状況や適正規模を判断する指標であり、高い数値が望ましい。

晴天時一日平均処理水量 / 晴天時現在処理能力

### 【水洗化率】

処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標であり、100%以上が望ましい。

水洗便所設置済人口 / 処理区域内人口